

学習指導要領の改訂を踏まえた伝統や文化に関する教育の充実について

熊本県教育委員会

1 伝統や文化に関する教育の重視

教育基本法及び学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性のある日本人を育成することなどが重視されました。このため、我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度の育成については、児童生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等で指導の充実を図ることが重要です。

このような中、本県においては、平成20年6月に「青井阿蘇神社」が国宝に指定されました。これは、郷土熊本の誇りにつながるものであるとともに、本県児童生徒が郷土の伝統や文化を学ぶにふさわしい貴重な教材であると考えます。

この、青井阿蘇神社については、文化財通信くまもと第26号において、「熊本県初の国宝青井阿蘇神社」としてまとめられていますので、授業等において積極的に活用されるようお願いします。

2 社会、美術等における伝統や文化に関する教育内容の改善（新学習指導要領）

（1）社会

〔小学校〕

（イ）我が国の歴史や文化を大切にし、日本人としての自覚をもつようにする。

例）縄文土器が使われていたころの人々のくらしに関する内容を新たに加えたり、歴史的事象との関連で取り上げる代表的な文化遺産を例示したりするなど、伝統や文化に関する内容の充実を図る。

〔中学校〕（歴史的分野）

（イ）我が国の歴史の大きな流れを理解させ、歴史について考察する力や説明する力を育てるため、各時代の特色や時代の転換にかかわる基本的な内容の定着を図り、課題追究的な学習を重視して改善を図る。

例）身近な地域の歴史学習などの中で、様々な文化について学習させる。

（2）美術

（エ）我が国の美術についての学習を重視し、美術文化の継承と創造への関心を高める。また、諸外国も含めた美術文化や表現の特質などについての関心や理解、作品の見方を深める鑑賞の指導が一層充実して行われるようにする。

例）作品や文化遺産などから、そのよさや美しさ、作者の心情やそれらを大切に守ってきた人々の気持ちや生き方、感謝や畏敬の念及び様々な国や人々が共通にもっている美に対するあこがれなども感じ取ったり理解したりする学習を積み重ねる。

(3) 総合的な学習の時間

(エ) 小学校では地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動などを例示として加える。

(4) 道徳

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する。

【参 考】

教育基本法

第一章 教育の目的及び理念

第二条五

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法

第二章 義務教育

第二十一条三

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

4 新学習指導要領の各教科等における伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度の育成に関する主な内容、改訂点等

【国語】

【社会】

【音楽】

【美術】

【小学校家庭】

【中学校家庭】

【技術】

【保健体育】

【外国語（英語）】

【道徳】

【総合的な学習の時間】

伝統や文化に関する教育の充実については、社会、美術だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間等においても、児童生徒の発達段階を踏まえ、県内の伝統や文化に関する教材等を積極的に活用して、指導の充実を図ることが大切です。